

平成22年11月 定例会

◆(淵上陽一君)以上で農業問題を終了して、続いて、暴力団員の離脱支援についてお伺いいたします。

熊本県警は、九州各県と比較して、人口当たりの警察官の数が少ない上に、団塊の世代のベテラン捜査員の大量退職が続く中で、県民の安心、安全な生活確保に御苦勞いただいていることと思っておりますが、気がかりな問題がございますので、警察本部長にお尋ねいたします。

まずは、暴力団員の離脱支援についてであります。

来年は、九州新幹線の全線開通という県勢発展のチャンスを迎え、県外から訪れる観光客やビジネスマンの増加により、熊本県経済の活性化が期待されるところであります。

この機会を存分に生かすためには、まずもって県民並びに県外からの来訪者が、安全に安心して過ごすことのできる熊本県、治安のよい熊本県を築くことが、熊本の発展を支える重要な土台となるものであり、中でも暴力団対策は、喫緊かつ重要課題の一つと考えられます。

暴力団は、その組織実態を隠べいしながらも、一般社会での資金源活動を活性化させていると聞き及んでおり、本県においても、暴力団員によるけん銃等を使用した凶悪事件が連続して発生しており、依然として暴力団が県民にとって大きな脅威となっております。

県警による本年6月の県民意識調査の結果によれば、暴力団とかかわりたくないと答えた人は回答者の99%を占め、また、今定例会に提案されております暴力団排除条例の整備が必要と回答した人が88%にも上っているとのことであり、暴力団を壊滅するためには、まずもって警察による取り締まりを強化することが最も重要であります。同時に、県民が一体となり、社会全体で広範囲かつ継続的に暴力団排除活動に取り組むことによって、暴力団の孤立を図っていくことが肝要であります。

しかしながら、まだまだ対応を迫られている問題は数多く、その一つに、ようやく暴力団を離脱した人たちが、再び暴力団に戻る割合が非常に高いという現実があり、大変憂慮しております。

せっかく暴力団を離脱した人たちが、しっかりとした形で社会復帰を果たしていくことが、結果的に暴力団の弱体化、壊滅につながっていくと考えますが、社会全体の取り組みを含め、どのように対策を考えておられるのか、警察本部長にお尋ねいたします。

また、暴力団の活動拠点である暴力団事務所について、先ほども述べましたが、県警の県民意識調査結果の中で、暴力団がアパートや団地等の集合住宅を事務所として使用することについて、規制してほしいと答えた人が回答者の90%もあり、また、暴力団事務所が学校や通学路など生活圏にできることについて、大多数の県民が、嫌だ、子供への被害が心配だと回答しており、県議会においても、今定例会に暴力団排除条例を提案されておりますが、暴力団の活動拠点である暴力団事務所について、どのような対策を講じていかれるのでしょうか。

最後に、中心繁華街に暴力団特別排除地域を設けて、事業者及び暴力団員に金品等の授与等に関する規制や標章制度等を設けておられますが、その目的と期待される効果についてお伺いいたします。さらに、今後、排除地域を他の地域にも設けていかれるのか。

以上3点、あわせて暴力団対策に係る中長期的な展望についても、警察本部長にお尋ねいたします。

〔警察本部長中尾克彦君登壇〕

◎警察本部長（中尾克彦君） まず、暴力団員の社会復帰についてでございますが、暴力団対策法に基づき、暴力追放運動推進センターとの連携の上、県警察においては、専任の社会復帰アドバイザーを配置するなどして、その支援に努めております。

真に暴力団から離脱した者が、就労等を通じて社会経済活動に参加することは重要なことでございます。また、暴力団の弱体化にもつながることから、本議会に提案しております暴力団排除条例の中におきましても、暴力団員の社会復帰の促進を盛り込んでいるところでございます。

本条例制定を契機として、取り締まり等を通じて暴力団員に対して離脱を促すとともに、社会全体で暴力団員の社会復帰に対する意識が高まり、県、県民、事業者等が連携、協働して、住居や就労先の確保等、さらなる支援に取り組めるよう努めてまいります。

次に、暴力団事務所に対する対策でございますが、暴力団事務所が存在することに伴う周辺住民等の脅威、不安は決して看過できないという認識から、本条例におきましては、少年の健全育成という公益性に着目をいたしまして、学校、児童福祉施設等の周囲 200メートルの区域内に暴力団事務所を新規に開設または運営することを、罰則つきで禁止しています。加えて、県内全域における新設を阻止するため、不動産取引の際に、暴力団事務所となった場合の約定解除条項を契約書に盛り込むなどの措置を設けております。

県警察といたしましては、暴力団事務所の存在を決して許容しないという立場を堅持し、本条例を効果的に運用するとともに、引き続き、地域住民の皆様が取り組まれる暴力団事務所の撤去活動にも、積極的な支援に努めてまいります。

次に、暴力団排除特別強化地域における対策についてお答えをいたします。

熊本市の中心繁華街は、風俗営業等の営業所が集中しており、その結果、暴力団事務所も多数存在し、縄張りを設定して、これら営業所から恒常的に用心棒代などと称して不当要求を行うなど、暴力団の暗躍が活発な状況にあります。そこで、この地域に限定して、必要な規制や標章制度をもって、暴力団との関係を遮断するようにしたものであります。

期待される効果としては、資金源封圧による暴力団の弱体化はもちろんのこと、この地域を訪れる県民あるいは九州新幹線の全線開通等に伴う県外からの来訪者の方々にとって、飲食、観光等を楽しんでいただく際の安全、安心、また、暴力団と決別した熊本のイメージアップにもつながると考えております。

さらに、この地域から締め出された暴力団が、新たな資金源を他の地域に求めることも十分予想されることから、条例施行後の暴力団の動向や運用状況を十分に検証しながら、範囲の拡大等も視野に入れて、的確な対応を図ってまいります。

最後に、今後の暴力団対策についてですが、決して一過性に終わることなく、条例制定を契機として、社会全体で連携、協働し、継続して暴力団の排除を推し進めていくことが必要であり

ます。

県警察といたしましては、条例制定の暁には、来年を新たな暴力団排除元年と位置づけ、その効果的な運用を含めた総合的な暴力団対策に着手していくこととしておりまして、対策の実施により、確実な暴力団の弱体化、壊滅につながっていくよう努めてまいります。

〔淵上陽一君登壇〕

◆（淵上陽一君）暴力団の離脱支援、せっきやく暴力団をやめて、そして社会に復帰できないことが、またつながっていくということでありまして、この辺はしっかりと県警としても頑張っていたきたいというふうに思います。

何をもって、九州で人口の割には熊本県の警察の署員の数が一番少ないという現状であるということ、本当に厳しいところがあるかというふうに思いますけれども、今後とも御尽力をいただければというふうに思います。

最後に、2点要望を申し上げます。

1点は、スクールソーシャルワーカーについてであります。

私は、昨年3月議会において、スクールソーシャルワーカー制度の継続と充実を求める質問を行いました。

先週、地元山鹿市の教育関係者より、同市で働くスクールソーシャルワーカーについて、そのプロフェッショナルかつ献身的な働きによって、不登校の児童生徒が著しく減少してきた、大きな効果が生まれてきたとの話を聞く機会がありました。

この制度は、文部科学省が昨年度から予算を削減した後も、県において継続いただいているものでありますが、スクールソーシャルワーカーの有用性に対する評価は高まる一方でもあります。

つきましては、より多くのソーシャルワーカーが教育分野に進出できるよう、身分保障を初めとする待遇の改善と予算の確保に特段の御配慮をいただきたく、ここに要望いたします。

また、これは、教育委員会だけではなくて、しっかりと厚生の方でもやっていただければというふうに思いますので、よろしく願います。

2点目は、医薬分業について要望いたします。

昭和31年、医薬分業法が施行されました。医薬分業は、これは、医師が患者を治療する上で、投薬を必要とする場合、医師が処方せんを作成し、薬剤師がその処方せんに基づいて薬を調剤して患者に渡すという分業の仕組みを言うものであります。

医薬分業は、患者側にとって、処方された薬品名や効能などを知ることができ、また、薬剤師による服用方法の説明で、副作用などが未然に防止できるほか、病院側では、医師による薬の説明時間を省け、また、調剤ミスが起りにくくなります。

以上のように、医薬分業は、医師と薬剤師の責任分担を明確にし、医療の質の向上を図る上で大事なことであります。厚生労働省も、積極的に医薬分業の推進を進めておられますので、県におかれましても、ぜひ医薬分業に鋭意取り組んでいただきますよう要望いたします。

これで私が用意しておりました質問と要望を終わらせていただきます。

65分ぐらいかかるのではなかろうかということでありまして、必死に読み続けて、聞き取りにくいところもあったのであろうというふうに思います。来年、また立つことがあってこの場に来ましたら、しっかりと頑張っていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと申します。最後まで御清聴ありがとうございました。